徳島県告示第573号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第９条の規定に基づき、次の２に掲げる家畜の所有者に対し、次の４に掲げる消毒方法を実施すべきことを命ずる。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防のため

２　実施する区域

県下全域の鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）を合計100羽以上又はエミュー及びだちょうを合計10羽以上飼養する農場その他家畜防疫員が必要と認める鶏等を飼養する農場

３　実施の期日

令和８年11月16日から令和９年３月31日までの136日間

４　消毒方法

２の農場（鶏等の畜舎の周囲、当該農場の外縁部その他家畜防疫員が必要と認める場所に限る。）への消石灰の散布